

「第5次池田町教育基本計画（令和3年度～令和7年度）（案）に関する意見への対応

* 令和3年1月15日（金）から2月14日（日）まで実施したパブリックコメントに寄せられた意見等に対する回答などをお知らせします。

総論			
	意見等	意見等に対する回答・考え方	計画への反映
	2021年度からの計画となっているが、新型コロナの流行は継続中であり、次年度当初から通常通りの学校生活や教育活動が展開できると思えない。そのような状況の中で、5年次計画をスタートすることは適切なのか疑問。感染流行がおさまり、通常の学校生活が行えるようになってからスタートするべきではないか。	新型コロナウイルス感染症の収束・終息が未だ見通せない状況ではありますが、学校における感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを確実に保障していくことが何よりも大切であると考えています。こうした考えの下、第5次池田町教育基本計画を策定するものです。	無
	5年後の数値目標が設定されているが、行政の教育施策に対してならともかく、子どもの変容度合いまで数値化することは適切でないように思う。意味ある数値とは思えない。	義務教育修了時である15歳の目指す子ども像を学校・保護者等と共有し、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育てるため、各施策の目標を定めています。	無
各論			
P9	③独自の学級編成（制）の弾力化・・・「支援学級在籍児童を含んだ30人以下学級」とてもいいと思う。低学年だけでなく、小学校全学年、中学校全学年にも適用すべきと考える。北海道・文部科学省にも要求すべき基準だと思う。	小学校の35人以下学級は国において年次計画で実施される予定であり、30人以下学級は、国・道の動向を注視しながら町独自に低学年で実施したいと考えています。 なお、特別支援学級在籍の児童・生徒を含んだ学級編制の改善については、既に、国・道に要望しています。	無
P14 P18	「道徳教育の充実」、「コミュニケーション能力の育成」・・・「考え・議論する」、「互いの気持ちを認め合い、思い・考えを適切に表現する」ためには、子ども自身に、思想良心の自由や表現の自由があることが実感されていなければ難しい。子どもの意見表明権や参加権を認める「池田町子どもの権利条約」の制定を目指すべき。	教育活動は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法や教育基本法、さらには「児童の権利に関する条約」の公布の際に示された文部事務次官通知等を踏まえ実践されていると承知しています。 なお、道の「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」において、子どもの権利及び利益の尊重等が定められています。	無

「第5次池田町教育基本計画（令和3年度～令和7年度）（案）に関する意見への対応

* 令和3年1月15日（金）から2月14日（日）まで実施したパブリックコメントに寄せられた意見等に対する回答などをお知らせします。

各 論			
	意 見 等	意見等に対する回答・考え方	計画への反映
P22	「健康教育の充実」・・・「健康観」は人それぞれである。フッ化物洗口実施の目標値を100%とすることは、個人の健康観により洗口実施を望まない子どもに対して同調圧力を強めることになる。改めるべき。	北海道・北海道教育委員会・北海道歯科医師会が発行しているフッ化物洗口に関するリーフレットを保護者あてに配布し、参加の検討をお願いしています。100%の参加を目指していますが、強制するものではありません。	無
P23	「学校段階間の連携・接続の推進」・・・『義務教育学校』の構想も検討していく必要があります。」とあるが、文面からは特に必要を感じない。また、新型コロナウイルスの流行、蔓延状況を目の当たりにして、まとまらないこと、分散してあることの優位性を実感した。子どもの学び場は、複数の施設で展開させる方がよい。現在の新型コロナウイルスの恐怖がいつか消滅したとしても、次にまた未知のウイルス性疾患や感染性疾患が出現しないとも限らない。	学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、小中連携の強化、小中一貫教育を検討したいと考えています。 その成果を踏まえ、小学校段階の教科担任制等の動向を見据え、円滑な実施等が容易となる「義務教育学校」を構想したいと考えています。	無
P27	「家庭教育の充実」・・・目標値の数値に意味が見いだせない。	家庭は教育の原点と言われます。 ゲーム等の時間、就寝や起床の時間、学習時間など望ましい生活習慣の定着に向けて、家庭（保護者）の果たす役割は大きいものがあります。 家庭への啓発活動等を行いながら取組を進めます。	無